

中労委、昭60不再35、昭63.7.20

命 令 書

再審査申立人	政府関係特殊法人労働組合協議会
再審査申立人	全国社会保険診療報酬支払基金労働組合
再審査被申立人	社会保険診療報酬支払基金

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和63年7月20日

中央労働委員会
会長 石川吉右衛門 印